

浄化センター業務継続システム高度化に伴う

図書電子化業務委託仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 本業務は、甲府市上下水道局（以下「委託者」という。）が管理する甲府市浄化センターの施設及び設備の維持管理業務について、設備の予防保全的な維持管理のため、過年度の資料を整理及び電子化し、業務継続計画を実行するため適切な維持管理、修繕・改築計画の策定に活用することを目的とする。

(履行期間)

第2条 本業務の履行期間は、契約日から令和3年3月31日までとする。

(履行場所)

第3条 本業務の履行場所は、甲府市浄化センター（甲府市大津町1645番地）とする。

(業務計画)

第4条 本業務の受託者（以下「受託者」という。）は、本業務の作業開始に先立ち、実施計画書等を委託者に提出し、承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第5条 受託者は、本業務の実施に関して知り得た委託者の秘密に属する事項について、これを第三者にもらしてはならない。

(転用の禁止)

第6条 受託者は、本業務の実施により得た各種情報について、これを委託者の承諾なく第三者に公表、貸与、或いは無断使用してはならない。

(検査および完了)

第7条 本業務の完了は、成果品の納入とともに検査を受け、委託者が合格と認めた時点で成果品を引き渡し、本業務の完了とする。

また、業務完了後でも受託者の責任による誤りや漏れがあった場合には

速やかに修正、補備を行うものとする。

(成果品の帰属)

第8条 本業務の成果品は、委託者に帰属する。

(技術者の配置)

第9条 本業務の履行に際しては、次のとおり担当技術者を配置すること。

- 1 受託者は、業務の進捗を図るため、担当者として、管理技術者、照査技術者、担当技術者を配置しなければならない。
- 2 管理技術者は、総合技術監理部門技術士（下水道）若しくは上下水道部門技術士（下水道）又はRCCM（下水道）の資格を有する者を配置すること。
- 3 照査技術者は、総合技術監理部門技術士（下水道）及び上下水道部門技術士（下水道）の資格を有する者を配置すること。

(疑義の解決)

第10条 本特記仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、その都度決定するものとする。

第2章 業務概要

(作業項目)

第11条 作業項目は、次のとおりとする。

- 1 施設情報の収集・整理、過年度の竣工図書の収集・整理
- 2 照査
- 3 報告書作成
- 4 設計協議

(対象施設)

第12条 対象施設は、甲府市浄化センターとする。

対象工事は、別紙1「電子化対象施設・設備工事一覧表」の120件とする。

対象工事の完成図書（竣工図書）又は設計図書を収集・整理し、電子データ化（PDFスキャニング）及びシステムへ登録することとする。

電子データ化は、フロー図、配置図、設備図、機器製作図、単線結線図等を対象とし、委託者の指示する取扱説明書は含まないものとする。また、PDFには見出し機能は付加しないものとする。

なお、完成図書（竣工図）又は設計図書は、甲府市浄化センター書庫に保管されているものとし、図書の保管状況について記録すること。

対象設備の図書存在の有無は、監督員の判断によるものとする。

第3章 成果品

（成果品）

第13条 業務の成果品と提出部数は、次のとおりとする。

- ・ 報告書 3部
- ・ データ（CD-RまたはDVD-R）一式